

令和7年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

1 日時 令和7年10月31日（金） 午後2時00分から

2 場所 千葉市役所新庁舎3階 L会議室302

3 出席者

(1) 福祉有償運送運営協議会委員

山崎委員、松浦委員、小久保委員、宍倉委員、渡邊委員、高石委員（会長）

(2) 事務局

高齢福祉課：和田課長、田中主査、早崎主任主事、鈴木主事

4 議題

(1) 更新登録申請について（1件）

5 議事の概要

(2) 更新登録申請について

ア 資料1-2に基づき更新登録申請事業者が説明後、質疑を行った。

イ 更新登録申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。

（事務局）

委員の皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の高齢福祉課 早崎と申します。よろしく願いいたします。

本日は千葉構内タクシー株式会社代表取締役社長 加藤 雄三(カトリ ユヅウ)委員より所用にて欠席とのご連絡をいただいております。

そのため、ご出席の委員数は、総数7人のうち「6」人となりますが、本協議会設置条例第5条第2項の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議題は「更新登録申請」1法人を予定しております。「申請事業者の協議」については率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、千葉市情報公開条例施行規則第12条により非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承いただきたいと存じます。

また、その際、申請事業者（及び傍聴人）は退室していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは始めに、高齢福祉課長の和田よりご挨拶を申し上げます。

（和田課長）

高齢福祉課長の和田でございます。

皆様、本日はお忙しい中、千葉市福祉有償運送運営協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

日頃より本市の保健福祉行政はもとより、市政各般にわたりまして多大なるご理解、ご協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

今年度の第1回目となります今回は、委員の改選後、初めての協議会となります。初めてご参加いただく方もいらっしゃると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、近年はバス路線の減便などにより、移動手段の確保が地域の大きな課題となっております。

ます。その中で、高齢者や障がいのある方など、公共交通機関の利用が困難な方々の移動を支える「福祉有償運送」の役割は一層重要になっております。

しかし、近年は運転を担うボランティアの方の高齢化や担い手不足といった問題が顕著になっており、さらに、燃料費や物価、人件費の高騰により、福祉有償運送を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあると感じております。

協議会の後半で改めてご説明いたしますが、本市では物価高騰による事業への影響を最小限に抑えるため、物価高騰対策支援金として、事業所の規模に関係なく1事業所あたり11万円を交付する予定です。

福祉有償運送を必要とされる方が、いつでも安心してご利用いただけますよう、各事業者の支援に努めてまいりたいと考えております。

本日は、先ほどご説明したとおり、更新登録1件についてご審議いただきます。委員の皆様専門的な見地から、幅広いご経験を踏まえ、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

当協議会の委員の皆様に対して令和7年8月1日付で新たに委嘱をさせていただいております。

それでは、委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

(再任となります) 市民の代表 山崎 和敏(ヤマザキ カズトシ) 委員

(再任となります) 市民の代表 松浦 隆(マツウラ タカシ) 委員

関東運輸局千葉運輸支局運輸企画専門官

西川 眞梨(ニシカワ マリ)委員から令和7年10月1日付で委員の交代があり委嘱されました、小久保 龍生(コクボ リュウセイ) 委員

(再任となります) 交通労連千葉県交通運輸労働組合執行委員長

宍倉 義一(シシクラ ヨシカズ)委員

(再任となります) 特定非営利活動法人健康友の会

なのはな理事 渡邊 喜代子(ワタナベ キヨコ)委員

(再任となります) 千葉市保健福祉局高齢障害部長

高石 憲一(タカシ ケンイチ)委員

また、本日欠席しておりますが(再任となります)

千葉構内タクシー株式会社代表取締役社長

加藤 雄三(カトリ ユウゾウ)委員

以上となります。

なお、今回が委員改選後の初めての開催となりますので、会長を選出していただく必要がございます。会長が決まるまでの間、事務局で仮の議長を立て、会長の選出を行いたいと思っております。仮議長は、和田高齢福祉課長が務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

(和田課長)

それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

千葉市福祉有償運送運営協議会設置条例第4条2項の規定により、互選により会長を定めることとなっておりますが、委員の皆様ご意見等ございませんでしょうか。

(小久保委員)

本運営協議会は、道路運送法施行規則第51条の7の規定により、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するため、市町村長が主宰する協議会であることとされていることから、市の代表として委員を務める高石委員を会長とする案でいかがでしょうか。

(異議なし)

(和田課長)

ご賛同いただけましたので、高石委員に会長をお願いしたいと存じます。それでは、会長は席の移動をお願いします。

ここからは、高石会長に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(高石会長)

それでは、早速ですが、次第に沿って協議会を進めたいと思います。

本日の議題は「更新登録申請」についてです。

事務局より、事業者へのヒアリング及び協議の流れについて説明をお願いします。

(事務局)

事務局の高齢福祉課、田中と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様には、事前に資料1-2「事業者申請概要」を郵送させていただき、事業者及び申請内容等についてご覧頂いておりますが、これから事業者に申請内容等について説明をして頂いた後、質疑応答を行います。

事業者へのヒアリング終了後、協議及び承認の可否を諮りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、協議会終了後に回収させていただきます。

最後に1点、本協議会からのお願いとなりますが、申請事業者に対しご質問を行う際は、所属、職名と氏名を最初に名乗っていただきますようお願いいたします。申請事業者が質問者の立場や役割を把握したうえで、適切かつ誠実に回答できるようにするためです。ご協力の程よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

(高石会長)

それでは、議題(1)「更新登録申請」についてヒアリングを実施します。

申請事業者「特定非営利活動法人 じょいんと」さん、お願いします。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

資料1-2に沿って説明

(高石会長)

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(山崎委員)

この制度が始まってから約20年近くになります。これまで、知的障害や身体障害のある方々への支援として非常に喜ばれ、社会に貢献してきた制度だと思います。

ただ、前回・前々回の登録者数を見てみると、前々回は49人、前回は34人、そして今回は24人と、減少傾向にあります。それに伴って運転回数も減っており、平成28年(約8年前)には535回だったのが、現在は188回と、約3分の1にまで減っています。コロナの影響もありましたが、もう少し回復しているかと思っていたのですが、実際には回復していないようです。全体的に見ても、今後どうなるのか心配しています。

このままでは、次回の更新時にはさらに登録者数が減るのではないかと懸念しています。先程のお話にもありましたが、これから医療支援はますます大変になっていくと思います。「じょいんと」さんなどは制度創設時から関わっており、登録も2番目だったと伺っています。歴史ある事業者ですし、今後も社会貢献の一環として、ぜひ継続・活用していただきたいと思っています。

この点について、どのようにお考えでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

人数の減少というのが、ご利用者様の保護者の方がご高齢になって施設入所されたり、あとは転居される方が多くなりまして、そこで利用がなくなるというので年々減ってきております。回数ですが、スタッフの数のほうが不足しております、ご依頼はたくさんお受けしているのですが、少し捌ききれない状況で、利用回数も減ってきております。

(山崎委員)

今のお話でいきますと、登録者の方は大体平成15年生まれの方で20代前後。ちょうどこの制度ができる前の方がほとんどですが、それ以降の方というのは入ってきていないのですか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

団体側の受け入れ体制が整っていないため、新規利用者の登録や利用開始が難しい状況となっております。

(山崎委員)

それが大きな理由ですか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

ご依頼は本当にたくさんいただいているのですが、運転手不足やスタッフの適応などもございまして、依頼をお断りする回数も増えております。

(山崎委員)

そういった状況の中で、今度は1キロ80円、2キロ160円と30円上げるということですが、これから毎年上げていっても、登録者数は減っていき、収入も減っていく。そうすると、上げたとしても、収入は大きく増えないと思うのですが、50円を80円にする理由はあるのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

理由は、いきなり大幅に金額を上げると、利用者様が離れてしまう懸念があります。そのため、段階的な値上げを検討しました。また、ガソリン代などのコストが上昇した時期でもあり、この程度の金額から始めるのが妥当と判断し、今回の値段設定としました。

(山崎委員)

令和6年4月に、タクシー運賃の従来の2分の1から8割まで引き上げられる方針となりました。しかし、現状ではタクシーの基本料金の8割にはまだまだ達していません。利用者の立場からは値上げに対する抵抗感もある一方、運営側としては料金を引き上げたいところがあります。今回の改定は段階的な値上げの第1回目として位置づけられているということですね。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

はい、そうです。

(山崎委員)

今後も収入の減少傾向が見込まれる中で、料金を50円から80円に引き上げることにどれほどの意味があるのか疑問に思います。ニーズが増える前に値上げを行うというのに意味があるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

そうですね、値上げの意向はもちろんございます。値上げの意向はあるものの、現状は厳し

い状況であるため、利用者の要望を踏まえ、今回はこちらの値段で対応することといたしました。今後、更新時にさらなる値上げを検討する可能性はあり、今後1年間の状況を見て検討させていただきたいと思っております。

(山崎委員)

現在、車両は4台で、松井さん以下3名は、昭和52年生まれですので、50代とお若いですね。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

現在、この事業に関わっているものが3名で、もう1名いたのですが、退職ということで、3名で登録させていただきたいと思っております。

(山崎委員)

特に先程お話しがあったように、知的障害を持つ方は、大声をあげたり暴れたりすることがあり、運転手さんが対応に苦労されることがあります。その点については、さまざまな場所で工夫しながら対応していると聞いています。

ただし、パニックやトラブルが起きた際、利用者が普段から仲よくしている運転手さんであれば落ち着きやすいかもしれませんが、知らない運転手さんだと難しい場面もあると思います。現状、運転手さんが3名しかいないとのことで、利用者ごとに『この人が担当』といった形でうまく調整するのは、なかなか難しい面があるのではないかと感じています。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

そうですね、男性で力が強く、女性では対応が難しい利用者の方については、男性職員が送迎できるように調整しています。逆に、女性で男性が少し苦手な利用者の方には、女性職員が送迎できるようにしています。

ただし、どうしても職員の調整がつかない場合には、利用日を別日に変更していただくことや、場合によっては利用をお断りすることもあります。3名の職員で送迎を回しているため、おおよそ皆さんの人となりについては把握できている状況です。

(山崎委員)

少し料金のことについてよろしいでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

はい。

(山崎委員)

利用料金表を見ると、料金体系は基本的に距離と時間制の2つに分かれていますよね。今回単価を上げるのは距離に関する部分で、時間制のほうは現状維持という理解でよろしいでしょうか。

時間制については、単価を上げなくても問題ないのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

その点については、スタッフとも協議をしました。当面は距離の部分のみ単価を上げる方針です。将来的には時間制の単価についても見直す必要があるとは考えていますが、利用者の中には生活が厳しい方もいらっしゃるため、両方を一度に値上げするのは難しい状況です。

そのため、今回は距離の部分のみ値上げさせていただき、今後の状況を見ながら判断していきたいと考えています。

(山崎委員)

その場合ですね、令和6年度運送実績の9万4000円の距離制と時間制の内訳はどのようになっているのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

距離制と時間制の料金を合算してご負担いただいています。

30分600円の時間料金があり、そこに走行距離に応じた距離料金が加算されるため、最終的な金額は利用者様ごとに異なります。

今回は、時間料金は据え置きとし、距離数に基づく距離料金のみを見直して値上げした形になります。そのため、料金表の「A 距離制で定める運送料金」と「B 時間制で定める運送料金」を合算した金額を、利用者の皆様にご負担いただく形です。

(山崎委員)

合算になっているということですね。利用者の方々には、その点についてきちんと説明がされているのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

契約時に料金体系についてご説明し、納得いただいた上でご利用いただいています。これまでのところ、『分かりにくい』といった声や、内容についての質問は特にありません。

(山崎委員)

わかりました。今後、もっと利用したいと思う方も出てくると思いますので、運転手さんの人数も増やしていってもらえたらと思っています。今の3名の運転手さんは皆さん若い方ですし、これからも柔軟に対応していただけることを期待しています。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

そうですね。実際に運転ができるスタッフはどうしても限られていまして、いろいろな媒体で募集はしているのですが、業界全体にイえることでもあり、なかなか採用につながっていないのが現状です。

(高石会長)

他にご質問ある方いらっしゃいますか。

(渡邊委員)

健康友の会の渡邊です。よろしく申し上げます。

先程ご説明いただいた内容について、3点ほど質問があります。まず、1キロあたり80円ということで、時間料金が30分600円とすると、1キロの利用でも最低680円かかるという理解でよろしいでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

最低でもそうなります。

(渡邊委員)

基本的には往復で利用されるのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

自宅から施設までの利用の場合は、そこで区切って料金を計算しています。往復よりも、行きだけの利用が多い状況です。

(渡邊委員)

それから、この年間登録料についてですが、制度外事業を利用されている方が対象と記載されています。具体的には、どのような方が対象になるのでしょうか。また、登録したものの、結果として利用できなかったという方もいると思いますが、その場合の返金制度はあるのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

実際には、1回だけ利用された方については、翌年からは年間登録料をいただいています。少し曖昧な部分もありますが、状況に応じて臨機応変に対応しています。また、制度外事業としては、単なる送迎などで当該事業に該当しない場合に登録をお願いしています。

(渡邊委員)

そうすると、年間登録料として1万円をお支払いされても、実際の利用が1回や2回程度の場合には、翌年の登録料はいただかないという形になるのですね。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

利用者の方によって1年の始まりは異なるのですが、その方の年間の区切りの中で1回でもご利用があれば、その年については登録料をいただいています。

(渡邊委員)

資料にあります利用料金表のCにあたる【定額制で定める場合】や【※運送の対価以外の対価】について、料金の記載がありませんが、定額制を利用されている方はいないということなのでしょうか。また、迎車料金についても、該当される方はいらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

はい。

(渡邊委員)

そうすると、A【距離制で定める場合】とB【時間制で定める場合】はどちらかを選ぶ方式ではなく、併用ということですか。

たとえば、30分以内であれば600円ですが、道路状況によって40分かかった場合は、その日は1,200円になったりするのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

そのあたりは状況を考慮して対応しています。普段なら20、30分で着くところが、たまたまその日に時間がかかってしまったような場合には、通常どおりの料金で対応するようにしています。

(渡邊委員)

それと運送を必要とする理由のところ、支援が大変な方が多いという印象を受けましたが、介助者の同行などはないのでしょうか。運転手の方が対応されているということですか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

同行についても対応しており、ケースバイケースで判断しています。

(松浦委員)

よろしいですか。協議に係る申請書類39ページに運行管理マニュアルがありますが、最近いろいろと話題になっている運行管理の問題に関連してお伺いします。

点呼の際、「疾病や飲酒等の有無の確認」と記載されていますが、これは本人への口頭確認だけでなく、飲酒については機械での計測なども実施されているのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

出勤時にアルコールチェックをやっております。疾病については、こちらの管理の上で確認しております。

(山崎委員)

先程のお話の中で、運送を必要とする理由として緊急時における送迎支援を行うとありましたが、夜間などの時間帯についても対応は可能なのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

そうですね。職員が出勤できる状況であれば、対応は可能です。例えば、お母様が事故に遭われた場合や、利用者様が急に暴れて施設への入所が決まった場合など、突発的なケースについては、できる限り対応していきたいと考えています。

(山崎委員)

大変だなと思います。例えば、そうした緊急時に救急車ではなく、じょいんとさんに対応をお願いしたいという場合には、そちらで対応される形になるのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

そうですね。医療的な対応が必要な場合は、救急車の利用を優先していただきます。ただ、ご家庭で利用者様が暴れてしまい、ご家族だけでは対応が難しいようなケースについては、こちらで対応したいと考えています。

(高石会長)

他によろしいでしょうか。宍倉委員お願いいたします。

(宍倉委員)

交通労連の宍倉と申します。私はタクシーの運転手もしているのですが、タクシーでは障害者の福祉券というものがあります。知的障害のある方についても、同じような制度はあるのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

申請していただければ、一般のタクシーを利用される場合にはご利用いただけるかと思えます。ただ、福祉有償運送については、福祉券は利用できないようになっています。

(事務局)

現状、福祉有償運送では福祉タクシー利用券は使えない仕組みになっています。

福祉タクシーについては、運賃が2,600円以内の場合に半額、2,600円を超えた場合は1,300円が割引される制度になっています。福祉有償運送では複数乗車を認めているケースがあり、福祉タクシー利用券は個人に対する給付のため、制度上いくつか課題があることか

ら、現時点では利用券の適用は難しい状況です。

(宍倉委員)

わかりました、ありがとうございます。

(高石会長)

他にご質問等はありませんか。無ければ、以上でヒアリングを終わりにいたします。
「特定非営利活動法人 じょいんと」さん、ありがとうございました。

(高石会長)

それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移ります。

※申請事業者についての協議内容は非公開

(高石会長)

最後に、次第3「その他」について、委員の方々からご説明事項など何かございますか。
無ければ、事務局よりお願いします。

(事務局)

事務局より、令和6年度の福祉有償運送の実施状況についてご報告いたします。

まず、「実施状況」とインデックスが貼付された資料をご覧ください。

お手元の資料「千葉市福祉有償運送実施状況について（平成27年度～令和6年度）」をご確認ください。

この資料は、登録法人数、走行キロ、運送回数、運送収入、登録会員数の5つの項目について、平成27年度から令和6年度までの各年度の実績をグラフで示したものです。

1つ目の「登録法人数」については、平成30年度の16法人をピークに減少傾向が続いており、令和6年度は令和5年度末に1法人が廃止されたため、11法人の登録となっております。

なお、廃止となった法人にその理由を確認したところ、職員の高齢化などによりドライバーの確保が困難になったとのことでした。

続いて、2つ目の「走行キロ」についてです。

こちらは、登録法人すべての走行距離の合計を年度ごとに示したグラフです。

新型コロナウイルスの影響により令和2年度は約9万キロまで落ち込みましたが、全体としては増加傾向にあり、令和5年度には過去最高の約12万8千キロとなりました。

令和6年度は11万8千キロと、令和5年度と比較して減少していますが、これは1法人が廃止されたことが一因と考えられます。

3つ目の「運送回数」および5つ目の「登録会員数」も、走行キロと同様の傾向を示しています。

一方、4つ目の「運送収入」については、令和6年度は過去最高の1,230万円となりました。

これは道路運送法の改正を受け、令和6年度から運送の対価が「タクシー運賃の概ね2分の1以下」から「タクシー運賃の約8割の範囲内」へと変更されたことに伴い、料金改定を行う法人が複数見られたためと考えられます。

実際には、タクシー運賃の約8割近くまで料金を引き上げている事業者はありませんが、利用者にとって負担増となっていることは確かです。

燃料費や人件費の上昇、車両の安全管理にかかるコストなど、事業継続に要する経費は増加傾向にあります。料金改定は、サービス品質を維持し、安定した輸送体制を確保するためには不可欠で、やむを得ないものと考えています。

なお、本市としても燃料費等の高騰による事業への影響を最小限に抑えるため、今年度も燃

料高騰対策として支援金を交付する予定です。現在、手続き中ですが、今年度中に各事業所へ11万円を、事業者の規模に関係なく交付することを予定しています。

このほか、福祉有償運送の立ち上げ時等に補助金を交付する制度もございます。これら金銭的支援に加えて、地域づくり大学校や生涯現役応援センターを活用しての人員確保の支援策も各事業者に情報共有しているところです。

今後も各制度の周知を図り、登録法人の増加と維持に努めてまいります。説明は以上です。

(高石会長)

ただいまの説明について、委員の方々から何かございますか。

(渡邊委員)

ボランティアの高齢化に伴い、これまで活動されていた方のうち3名が、ボランティアができないということで。新たに募集をかけようとしても、バス会社の方でも運転手が不足していることから、なかなか人が集まりません。

利用者の皆様からはサービス利用のご希望を多くいただいておりますが、十分に対応しきれていない状況があるので、ボランティアの確保に向けた支援もいただけると、大変助かります。

(高石会長)

千葉市としましては、事業を継続していくうえで、「人材の確保」と「金銭的な支援」の2つが重要であると考えております。

まず、金銭的支援につきましては、先程ご説明したとおり、国の交付金を活用した物価高騰対策支援として、1事業者あたり11万円を支給する予定です。

また、人材面では、特にドライバーの確保が課題となっていることから、シニアの就労やボランティア活動を促進している「千葉市生涯現役応援センター」へ周知を行っております。実際に、同センターを通じて雇用につながったという報告もございますので、継続的に周知を強化し、事業者の皆様への支援に努めてまいりたいと考えております。

(高石会長)

その他、何かございますか。

無ければ、事務局より次回協議会のスケジュールについて説明をお願いします。

(事務局)

今回の協議会についてですが、現在、千葉市で登録のある事業者のうち直近で更新が予定されている事業者は令和8年6月となるため、次回開催は令和8年3月～4月頃を予定しています。更新を予定している事業者は1団体となりますので、よろしくお願いたします。

当協議会の今後のスケジュールについての説明は以上です。

冒頭でも申し上げましたが、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報・法人情報がございますので、回収させていただきます

事務局からの説明は以上でございます。

(高石会長)

ただいまの説明について、委員の方々から何かございますか。

無ければ次第3「その他」については以上でございます。

本日、予定していた議題は、すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、協議会を終了させていただきます。

長時間にわたるご審議、ありがとうございました。